

令和6年12月12日（木）
小竹 凱 議員（国民）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

2問 裁判官及び検察官について、一般職に準じて地域手当を支給することがなぜ必要であるのか、法務当局に問う。

- 地域手当は、地域の民間給与水準をより的確に公務員給与に反映させるものであり、合理性があると認識している。
- また、裁判官や検察官も国家公務員であるから、その手当を含む給与については、国家公務員全体の給与体系の中でバランスのとれたものにする必要があり、裁判官及び検察官に対する手当については、基本的に一般の政府職員の例に準ずるものとされている。
- このような観点から、地域手当についても、一般の政府職員に準じて支給することとされているものである。

(参考1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考2)

裁判官の諸手当については、裁判官報酬法第9条で一般の政府職員の例に準じて最高裁判所が定めるものとされている。また、検察官の諸手当については、検察官俸給法第1条で基本的に一般の政府職員の例によるとされているほか、第3条に基づき必要な準則が定められている。

(参照条文)

- 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）
第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百

五十二号) 第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

○ 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)

第一条 檢察官の給与に関しては、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)